



平成 19 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 名 取締役頭取 久保田 勇 夫
本 社 所 在 地 福岡市博多区博多駅前三丁目 1 番 1 号
(コト`番号 8327 東証第一部、大証第一部、福証)

海外特別目的子会社の解散について

株式会社西日本シティ銀行（取締役頭取 久保田勇夫）は、平成 19 年 7 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり、当行の海外特別目的子会社である Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited を解散する方針を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 解散する海外特別目的子会社の概要と解散の日程

会 社 名	Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited
所 在 地	Ugland House, P.O.Box 309, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies
代 表 者	村本 幸久
事 業 内 容	優先出資証券の発行等を行う当行の特別目的子会社
設 立 年 月 日	平成 14 年 2 月 12 日
資 本 金	10 億円
解 散 日 程	平成 19 年 12 月末までに清算終了（予定）

2. 解散理由

平成 19 年 7 月 17 日付をもって、当該海外特別目的子会社が発行していた優先出資証券 208 億円につきその全額を償還したため。

3. 当該事実が当行の損益に与える影響

当該事実による当行の平成 20 年 3 月期の業績予想（連結・単体）への影響はございません。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 総合企画部 本田 （TEL：092-461-1867）

この文書は、株式会社西日本シティ銀行の海外特別目的子会社の解散に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、又はこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。